

VOL.23
SPRING
2010

りぶる さっぽろ

特集

あなたが裁判員に選ばれたら!?

八代眞由美さん(弁護士)

インタビュー

さっぽろ ひとつつながり

七尾寿子さん(「ほつかいどうピースネット」事務局)

特集 あなたが裁判員に選ばれたら!?

弁護士 八代眞由美さん

札幌市生まれ、札幌市在住。北海道大学法学部卒業。北海道職員、法律事務所勤務を経て、2000年に司法試験合格、2002年に札幌弁護士会に弁護士登録。現在、河谷・八代法律事務所で、企業法務を中心に、民事・家事事件、労働事件、刑事事件を幅広く扱っている。公職として、全国人権擁護委員連合会理事、同連合会男女共同参画社会推進委員会副委員長、北海道紛争調整委員会・札幌市行政評議委員会などの委員。



1 裁判員裁判とは

裁判員裁判が平成21年5月21日から始まりました。全国で初めての東京地方裁判所での裁判員裁判や道内初の札幌地方裁判所での第1号裁判員裁判は、新聞などでも大きく報道されましたので、身近な問題として受け止め、「自分が裁判員に選ばれたら、どうしよう。」と考えた方もいらっしゃると思います。

これまでの刑事裁判では、裁判官だけに判断が委ねられていましたが、市民が法廷での審理を傍聴しても手続きの内容が分かりにくい、判決の内容が健全な市民感覚とかけ離れている、えん罪が疑われるような有罪判決が少くないなどの批判がありました。最近も、無実の人が間違って「有罪」とされ、何年も刑務所に入れられた後で、犯人ではなかったことが明らかになった事件がありました。

このような過ちを犯さないために、刑事裁判をプロの裁判官だけに任せのではなく、様々な立場や経験・知識を持つ市民が裁判に参加し、様々な視点・角度から証言や証拠を評価して意見を出し合うことによって、裁判に社会常識を反映させようというのが裁判員制度なのです。

裁判員は、市民の皆さんから性別に関係なく抽選で選ばれます。裁判員に選ばれたら、法廷での審理に参加した上、

裁判官と一緒に被告人の有罪・無罪を判断し、有罪の場合は言い渡す刑罰まで決める「評議」を行うことになります。

2 刑事裁判の大原則

ここでは、まず、皆さんに知っておいていただきたい刑事裁判の大原則を説明します。

(1) 無罪推定の原則

事件がテレビや新聞で報じられると、被告人は犯人に間違いないと思い込みがちです。しかし、決してそのような気持ちで裁判に臨まないでください。初めから被告人を犯人だと決め付けて裁判に臨んでしまえば、もはや正しい判断ができません。予断と偏見こそが誤った判断を生む大きな原因なのです。

刑事裁判においては、無実の人を罰するという過ちは絶対に犯さないために、裁判で有罪と判断されるまでは、「被告人は無罪である」と推定されます。これが、「無罪の推定」という刑事裁判の大原則です。

(2) 有罪の確信がなければ無罪

「疑わしきは罰せず」という言葉を聞いたことがあると思いますが、刑事裁判では不確かなことで人を処罰することはできません。証拠を検討した結果、被告人が罪を犯したこと間に違ひがないと確信できる場合にだけ有罪とし、疑問が残

ったら無罪としなければなりません。罪のない人を処罰することは、取り返しがつかない悲惨な人権侵害だからです。

たとえ怪しいと感じても、「本当に犯人かいま一つ確信が持てない」とか「もしかしたら別に犯人がいるかも知れない」と迷ったら、決して有罪としてはいけないというのが刑事裁判の最も重要な原則なのです。

3 あなたが裁判員に選ばれたら

皆さんの中には、「主婦として平凡な生活を送ってきた自分がプロの裁判官と議論するなんて」と不安を感じている方がいらっしゃるかも知れません。しかし、心配はいりません。裁判員制度は、先程も述べたとおり、法律家ではない市民の知識や感覚こそが必要とされているのです。ですから、専門的知識がないことに不安を感じる必要はなく、裁判官に遠慮せず、あなたが感じた素朴な疑問や意見を堂々と述べてください。裁判官は、若者だからとか、女性だからということで裁判員の意見に耳を傾けないとなどということはありません。

裁判員は、予断や偏見を捨てて、裁判に臨んでください。また、「男性は仕事に専念し、女性は家庭を守るもの」とか、「女性は良妻賢母が望ましく、妻は夫に従うもの」などの固定的な性別役割分担の意識を持つことも、犯罪の背後にある人間関係、事実関係を見誤ることにつながります。

裁判員となったら、自分の考えで、「被告人が間違いなく犯人だ」と確信できなければ、たとえ裁判官が有罪だと言っても、先に述べた刑事裁判の原則にしたがって「無罪」の意見や迷っている自分の気持ちを遠慮しないで述べることが重要です。

4 参加しやすい環境整備・ケア

裁判員や裁判員候補者として裁判所に出向いた場合、旅費や日当が支払われます。

また、裁判所から送られる呼出状には、一時保育サービス等の案内文書も同封されますので、お子さんのいる方も参加しやすいように配慮されています。

裁判員に選任されることに不安を感じる理由の一つとして、「証拠とは言え遺体の写真等を直視するのは精神的に負担である。」という意見があります。そこで、最高裁判所では、裁判員の心のケアをする体制を整えています。具体的には、二十四時間受け付ける電話相談窓口を設けているほか、希望に応じて臨床心理士らが無料カウンセリングを行い、本格的な治療が必要な場合には、医療機関を紹介します。裁判員は、裁判所職員と同様に国家公務員災害補償法に基づく補償が受けられますので、心的外傷後ストレス障害（PTSD）などの場合も治療費は国が負担します。

5 性犯罪事件における被害者の保護

ところで、性犯罪事件を裁判員裁判の対象事件とすることに大きな批判があります。裁判員裁判で、被害者や被害状況が明らかになり、被害者の人権が侵害されるのではないかという問題があるからです。

この点、裁判員に対しては被害者の名前を明らかにせず、法廷では「Aさん」、「被害者」との呼称を用いたり、調書の朗読においても、被害者を特定する情報については削除したり、読み替えたりして、被害者の人権が侵害されることのないよう細心の注意を払っています。また、被害者は法廷で意見陳述する機会が与えられますが、被害者の希望により書面を提出して裁判官に朗読してもらうこともできます。

しかし、被害者についてみれば、被害者が特定されなくても、被害に遭った内容を一般市民が知ること自体に強い抵抗感があることも事実です。

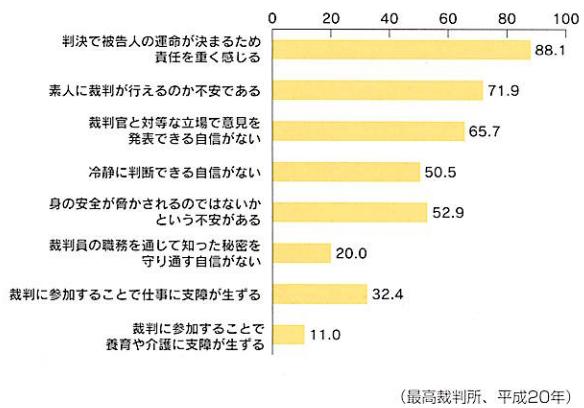
この問題は、今後の裁判員制度の検討課題であると言えましょう。

数字に見る男女共同参画

88.1% 裁判員になったら、被告人の運命を決める責任の重さが心配だと感じる人

裁判員制度に関する意識調査では、刑事裁判に裁判員として参加する場合の心配及び支障となるものを見たところ、図1のようになります（札幌地裁管轄地域）。この結果から、「被告人の運命が決まるため責任が重い」、「素人に裁判を行えるか心配」などの心配が多く挙げられており、「仕事に支障が生ずる」「養育や介護に支障が生ずる」といった生活への実際的な支障よりも、裁判において自分が判断に参加することへの責任や不安が大きいようです。

図1 裁判員として参加する場合の心配及び支障となるもの（札幌地裁管轄地域）

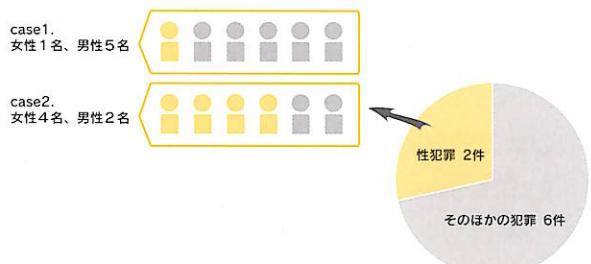


実際に2009年5月に裁判員制度が始まり、市民の感覚が判決に反映される、という前向きな声がある一方で、性犯罪の裁判時における被害者のプライバシーなどの課題も挙げられています。また、性犯罪の裁判において、裁判員の男性の割合が多いという指摘もされています。

札幌地方裁判所においても、裁判員制度が始まって以来、2月末までに8件の裁判員裁判が実施され、そのうち2件は性犯罪の裁判でした（図2）。

私たちは、裁判員制度という制度を私たちの社会に合った良い制度に育っていくという意識を持って、これからの推移を見ていく必要があるのではないでしょうか。

図2 平成21年5月～平成22年2月までの札幌地裁にて行われた裁判員裁判における性犯罪の割合と、裁判員の男女比



気になる言葉

「ジェンダーバイアス」

男性や女性の役割について固定的な偏見をもつことを、ジェンダーバイアスといいます。よくいわれる「男は仕事で、女は家事育児」だけでなく、「女性は優しく可憐で、男性は強くたくましく」、「女性は感情的で、男性は理屈的」など、性別によるさまざまな偏見が私たちの社会にはあります。

これらの偏見は「男性は仕事ができるから女性より収入が高くて当然」「女性は感情的ですぐ泣くから重要な仕事は任せられない」「女性は精神的にも肉体的にも

弱いから男性が守るもの」といった、偏った判断を引き起こすことにつながります。また司法の場においてこういった思い込みが存在すると、性犯罪やセクシュアル・ハラスメントの被害女性の配慮に欠けた結論を導いてしまう恐れがあります。

裁判員制度の導入により私たち一人ひとりの意識が司法の場で大きな影響を及ぼすことになりました。ジェンダーにとらわれない男女共同参画の意識を大切にした判断をしていきたいものです。

女性に対する暴力をなくす運動

デートDVに関する専門家によるリレートーク

平成21年11月21日に「女性に対する暴力をなくす運動講演会」としてデートDVに関する専門家によるリレートークを開催しました。ファシリテーターには学校など教育現場でデートDV防止プログラムを実践している志堅原郁子さん、パネリストには医療の現場から情報発信と指導をしている勤医協札幌病院産婦人科医長 長島香さん、DV相談員として被害者支援などを行っている三澤恵子さんをお迎えし、それぞれの立場から現場での状況や未然防止に向けて大人にできることは何かということについて話し合いました。



篠路中学校の養護教諭の方にも「デートDV」を授業で取組んだ実践例をお話しいただきました。

お話の中で共通して出てきた「対等で尊重のある関係」の大さについて参加者の皆さんも頷かれていました。子どもたち、若者に起きているデートDVについて、有効な情報と防止方法を共有できる場となり、ネットワークを広げる機会となつたようでした。

また受講者からは「教育現場だけの取組では限界があるので行政の後押しも必要である」との意見も上がりいました。



裁判所のHPでは以下のように答えています。

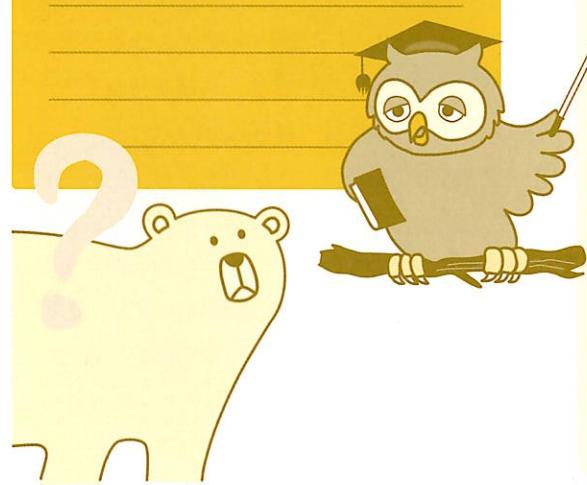
「審理においてどのような証拠が取り調べられるかはケースバイケースですが、判断のために必要がある場合には、遺体写真のような証拠を見てもあります。このような証拠も、どのような事実があったのか（なかったのか）を判断する上で、必要と認められて取り調べられるのですが、取調べの仕方については、できる限り裁判員の負担の少ない方法になるよう配慮したいと考えています。」

衝撃の強い写真はイラストやCGを用いるという動きもあるようです。しかし、実際の裁判員裁判では、遺体の写真に体調を崩したと思われる女性が裁判員を解任された、という報道もありました。

遺体写真を見て傷付いたり動搖するのは人として自然な反応です。国では裁判員の心のケアをする体制を整えているそうですが「裁判員の精神的負担」は裁判員制度の課題のひとつと言えるのではないでしょうか。

相談コーナー

Q
ふくろうさんに相談です。裁判員に選ばれたら、ショッキングな証拠写真なども見なければいけないのでしょうか。



さっぽろひとつながり

このコーナーでは、さまざまな分野で男女共同参画社会の実現を目指して取り組んでいる「人」や「団体」を紹介します。

今回は、「弱者、女性の視点から平和を訴えたい」として戦争に対する活動や国際女性ネットワーク会議に参加するなど女性の人権、尊厳が踏みにじられている現状を訴えて「ほっかいどうピースネット」事務局や「女性自衛官の人権裁判を支援する会」で活動している七尾 寿子さんにお話を伺いました。



七尾寿子さん
「ほっかいどうピースネット」事務局

1. 団体の設立経緯を教えてください。

90年頃からさっぽろ自由学校「遊」に関わって福祉、環境、アイヌ、外国人、女性差別などの社会的問題を学びました。当時教員をしていた私は、それらの問題と子どもたちの問題が結びついていると感じました。その後、9.11、イラク戦争が起き、これはどうにかしなくてはならない、と友人たちと「さっぽろピースアクション」という団体をつくり、その後、道内各地で平和活動をしている方々とゆるやかな平和のネットワークをつなごうと新たに立ち上げたのが始まりです。

2. 活動を始めたきっかけを教えてください。

高校3年の時に高校紛争を理由に卒業目前で同期生が退学させられました。卒業資格が無くなり大学入学も取り消され人生が変わってしまいました。その時に教育とは何か、誰のものかと考えました。そしてそんな紛争の中でも象徴的に言えば「女子は後ろでおにぎり握ってる」という現実に対し「女性は男性の補助ではない」というウーマンリブの思想に共鳴したのが発端です。

3. 裁判員制度の導入で懸念されていることはありますか。

性犯罪被害者は長年に渡り警察や法廷で性差別や女性の権利を侵害する発言によりセカンドレイブと呼ばれる2次被害に

あっていました。近年は被害者に配慮し女性書記官や女性検察官が担当するように確立してきていたところでした。

しかし、裁判員裁判では50人以上の裁判員候補者に性犯罪被害者の住所、氏名を見せ被害者との関係の有無を確認します。しかも候補者には守秘義務も課せられないのです。これでは人権を守れず、性犯罪被害者にとって2次、3次被害となります。裁判員裁判には性犯罪は馴染まないからやめるように、実施するならせめて性犯罪被害者のプライバシーを保護して欲しいと地裁に申し入れをしました。

また、この制度は国民の視点を反映させ司法に風穴をあけるといわれていますが選ばれた裁判員にきちんとジェンダーへの理解があって被害者がどんな心情にあるかを配慮できるのか、被害者に不利な状況にならないかと懸念しています。

4. 様々な活動をされていますが活動の原動力を教えてください。

私は、平らな関係を築くことが大切だと考えます。人と人とのつながりで「女性自衛官の人権裁判を支援する会」や「イラクチョコ基金の会」などの活動もしています。はじめはそのつながりで応えざるを得ないし、と思ったのですが、いろんな人たちの輝きに触れ、エネルギーをもらっていることが原動力になっていると思います。

さっぽろ自由学校「遊」から「ほっかいどうピースネット」へ。そこで知り合った方とのつながりで「女性自衛官の人権裁判を支援する会」や「イラクチョコ基金の会」などの活動もしています。はじめはそのつながりで応えざるを得ないし、と思ったのですが、いろんな人たちの輝きに触れ、エネルギーをもらっていることが原動力になっていると思います。

講座報告

「ココロもカラダも元気に！～男女共同参画的ダイエット術 女性のための心とからだセミナーを実施しました。

1回目は「ワタシの“痩せたい”をみつめる」というテーマで北海道大学准教授の原田真見さんをお招きました。「どのような女性に憧れるか?」「理想像の形成に影響を及ぼしてきたものは何か?」などを一人ひとり考えた後でみんなで共有しました。人々を取り囲む環境が変わり、世界が広がり情報量が増えたことで、ジェンダー概念がどのように変化したかをわかりやすく教えていただいた上で、ダイエットによってどんな自分になりたいかを具体的に考える機会となりました。

2回目の「カラダの中からキレイになる」ではKGセントラルフィットネスクラブ山鼻の華山佳苗さんのご指導のも

と、不要な老廃物や毒素を排出し、リンパの流れや骨格、筋肉を自然な状態に戻す「Laフットキュア」というプログラムに挑戦しました。

3回目の「ちゃんと食べて、ちゃんと瘦せる」では、管理栄養士で株式会社ダイエット・Fの代表の榎房子さんが講師となり、ダイエットに効果のある大豆を中心とした料理実習を行いました。大豆のもつパワーを科学的に教えていただき、調理後はおいしくいただきました。

単に体重を落としたり、数字にこだわるダイエットから卒業し、自分らしく生き生きと過ごすためのダイエットを意識する機会となった3日間でした。

出・張・講・座・報・告

✿ 萩室町男女共同参画ワークショップ

日時:平成21年11月11日(水) 19:00~20:30
会場:めむろ駅前プラザ(めむろーど)2階 セミナールーム
参加者数:23人



架空の男女の伝記をグループで作ることで、男女の役割の偏りに気づきました。みなさんが地域でしている活動が男女のどの役割を支援しているかを考える機会となりました。

✿ NPO法人子育て支援ワーカーズプラトマ

日時:平成22年1月21日(木) 10:30~12:00
会場:Cafe亜麻人
参加者数:6名



子どもを連れて女性同士が交流したり、若者や高齢者が気軽にお茶を飲みに来たりと地域の交流力フェスペースで、ジェンダーや男女共同参画について考えました。

✿ 壮瞥町地域スポーツクラブ運営委員会

日時:平成21年11月27日(金) 16:00~17:30
会場:男女共同参画センター 男女共同参画研究室2
参加者数:7名



地域の総合スポーツクラブを設立する上で、どのようなクラブにするかというビジョンを出し合いました。町民と行政との協働によるワークショップが実現しました。

✿ 富良野市高齢者大学

日時:平成22年1月26日(火) 13:00~15:00
会場:富良野市女性センター 大会議室
参加者数:24名



雑誌の中から、「男らしさ」や「女らしさ」が表れている記事を探し、無意識に持っている性別による思い込みや刷り込みについて考えました。

✿ 藤女子大学

日時:平成21年12月8日(火) 10:40~12:10
会場:藤女子大学花川キャンパス
参加者数:23名



社会経験が少ない学生さんに、社会的区別による生きづらさを考える機会として実践しました。

男女共同参画の理解を広めるためのひとつの手立てとして「男女共同参画ワークショップ」を実践しています。寸劇や、朗読など様々な手法を使った楽しい体験から「気づき」、知つもらうことを目指しています。みなさんが活動する場に私たちが訪問してワークショップを行います。お気軽にご相談下さい。

男女共同参画ワークショップのお申込・お問合せ

札幌市男女共同参画センター事業係
TEL 011-728-1255
FAX 011-728-1229

4月から相談窓口の開設時間が変わります! 相談窓口のご案内

1人で悩まずに、新たな一歩を踏み出すきっかけとしてお話ししてみませんか。

	女性のための 総合相談	女性のための 仕事の悩み相談	女性のための 法律相談
日 時	<p>【月曜・水曜・木曜・土曜】 10:00~12:00 【第1・3・4・5火曜】 15:00~17:00 【第2火曜】 18:00~20:00</p>	<p>【水曜】 18:00~20:00</p>	<p>【第1・3・4・5金曜】 13:00~15:00 【第2金曜】 18:00~20:00</p>
相談員	カウンセラーなど(女性)	産業カウンセラー(女性)	弁護士(女性)
相談方法	面接／電話 ※相談電話:728-1225	面接／電話 ※相談電話:728-1227	面接
申込方法	予約不要	予約不要	要予約 ※予約電話:728-1255
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・家族のこと (子ども、親、兄弟、親族、など) ・夫婦のこと (離婚、浮気、別居、別姓、飲酒、暴力、など) ・生活設計、教育・育児・介護・扶養 ・生き方、生きがい、心情 ・恋愛、対人関係(近隣、学校、など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における対人関係 ・働き方(ライフスタイル) ・労働条件、賃金、労使関係、解雇、など ・キャリア、能力開発、など ・セクシュアル・ハラスメント ・仕事と家庭の両立 	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚(親権・養育費・慰謝料、など) ・相続 ・法律的な相談について (争いごと、法律的見解、解決方法)

札幌市男女共同参画センター主催事業のお知らせ

札幌市男女共同参画センターの サポーター募集

札幌市男女共同参画センターでは男女共同参画社会実現のために協力していただける方を募集します!

活動内容は

主催事業の広報や運営のお手伝い、男女共同参画推進に関する活動です。
はじめの活動は6月下旬に実施する「男女共同参画週間講演会」の広報と当日運営サポートです。7月以降の具体的な活動内容についてはサポーターのみなさんと話し合って進めます。

サポーター制度説明会を行います。

- ①4/20(火)10:00~11:00
- ②4/23(金)19:00~20:00
- ③5/12(水)13:00~14:00

説明会参加者受付開始

平成22年4月13日(火)より
受付開始



編集後記

今回は「あなたが裁判員に選ばれたら!?」をテーマに裁判員制度と女性の人権を特集しました。裁判員制度が導入され、誰もが裁判員として評議を行う可能性があります。その際に、「妻は夫に従うものだ」、「女性は控えめで貞節であるべきだ」などの思い込みをもつたままで平等な評議を行うことができるでしょうか。裁判が身近になった今、多くの方に男女平等の意識を持つていただけることを願います。

お便りお待ちしています

本誌のご感想、主催事業・施設利用に関するご意見をお待ちしています。はがき、封書、FAX等で、住所、氏名、電話番号をご記入のうえ札幌市男女共同参画センター「りぶる さっぽろ」係までご送付ください。(いただいた個人情報は、札幌市男女共同参画センター「りぶる さっぽろ」の制作の目的以外に無断で利用することや第三者に提供することはありません)

発行月:平成22年3月

発行:札幌市男女共同参画センター

【指定管理者:財団法人札幌市青少年女性活動協会】

所在地:〒060-0808

札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ内

電話:(011)728-1255

(札幌エルプラザ公共4施設事業係)

FAX:(011)728-1229

ホームページ:<http://www.danjyo.sl-plaza.jp>